

農中総研 調査と情報

2015.5 (第48号)

■ 視 点 ■

地方創生で期待されるJAの役割

—「まちの創生」の観点から— 堀内芳彦 2

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

稲作農業助成策の変更と現地の動向 藤野信之 4

森林の多面的機能と森林整備 秋山孝臣 6

● 農漁協・森組 ●

新たな規制・監督下での欧州の協同組合銀行

—第6回 EACB 国際会議より— 重頭ユカリ 8

漁業者同志が切磋琢磨

—第20回全国青年・女性漁業者交流大会— 田口さつき 10

粳米サイレージによる和牛繁殖農家の飼料費削減

—JA 真室川町の取組み— 小田志保 12

● 経済・金融 ●

ユーロ圏における政治リスクの高まりと景気対策の課題 山口勝義 14

2015年の中国経済は7%前後の成長へ 王 雷軒 16

■ 寄 稿 ■

外食産業市場の規模縮小の深化とその一因

東京農業大学 国際食料情報学部 准教授 菊地昌弥 18

■ 現地ルポルタージュ ■

米国フロリダ州オレンジ郡の農業普及事業 一瀬裕一郎 20

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー 22

■ あぜみち ■

豊かで価値ある地域を創る・・・「プロヴィンチアの挑戦」

株式会社プロヴィンチア 取締役

株式会社アルプス 常務取締役 竜沢 恒 24

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。



農林中金総合研究所

地方創生で期待されるJAの役割

——「まちの創生」の観点から——

編集情報室長 堀内芳彦

1 「まちの創生」の主な政策

地方創生に向け昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らせる社会環境をつくり出すことが必要であるとしている。そして、こうした「まちの創生」を目指すための主な政策として、①中山間地域等における「小さな拠点」(多世代・多機能型拠点)の形成、②都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成など「地方都市における経済・生活圏の形成」、③地域の広域連携に関し、「連携中枢都市圏」「定住自立圏」の形成など「地域連携による経済・生活圏の形成」等が提示されている。

2 むしろ懸念される地域間競争

上記政策のうち、地方都市における高齢化や人口減少の進行と市街地の拡散等に対応するため、昨年8月、地方都市で医療施設や商業施設等を街の中心部に集めて「コンパクトシティ」を推進する「改正都市再生特別措置法」が施行された。

富山市は2006年に路面電車を運営する富山ライトレール(株)を開業するなど、以前より「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」を基本政策に掲げ、その先進事例として注目されてきた。ただし、第2期富山市中心市街地活性化基本計画(12～16年度)のフォローアップ報告(14年3月)をみると、目標指標である路面電車一日平均乗車人数は、10年度11,022人/日から13年度11,539人/日(16年度目標値13,000人/日)と微増で、中心商業地区の歩

行者通行量(日曜日)は10年度27,407人から13年度21,802人(同目標値32,000人)と減少している。同報告では、この点について、来年5月竣工の映画館・ホテル・商業施設の入った複合ビル等の「新たな賑わいの拠点」整備で目標達成は可能としている。しかし、富山市が大規模集客施設制限地区を設定する一方で、30～40km圏内の砺波市に今年6月、小矢部市には7月に大型ショッピングモールが開業、さらに8月に隣接する射水市に外資系大型量販店が開業予定となっており、人の流れが拡散するリスクの方が高いと懸念される。

一方、隣接する舟橋村は、1988年に村全体にかかっていた市街化調整区域指定が解除されて以降、富山市の隣接地という地理的特徴を生かし、安価な宅地供給と子育て支援政策を進め、富山市の公共交通網整備のメリットも生かして、人口が88年の1,445人から02年に2,453人、13年には3,039人と25年で倍増という驚異的な成長を遂げている。

舟橋村は成功事例といえようが、全国的に各市町村が、地域再生・活性化のために、大型民間商業施設を誘致する等の事例は多々みられる。こうした施策は一時的には成果が出て、各市町村がバラバラに単独の事業として行うことでは「しごと」や「ひと」を奪い合うことにもなり兼ねず、加えて今回の「総合戦略」で業績評価目標(KPI)を導入することが、むしろ地域間競争の激化を生み、持続可能性という点で大きな懸念がある。

この点については、「まちの創生」で主要政策とする「地域連携」の推進が具体的にどう進められるかがポイントとなろう。各都道府

県、各市町村が15年度中に策定する「地方版総合戦略」の手引きでは、「都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待される」とあり、まずはその内容が注目される。

3 「まちの創生」で期待されるJAの役割

(1) 広域JAの強みを生かそう

「総合戦略」で「しごと」と「ひと」の創生の主な政策として、農林水産業の分野に関しては、その成長産業化と新規就農・就業者の総合的支援が掲げられている。これらについては、JAグループの自己改革で主要な取組課題としているが、「まちの創生」にかかる「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進においても、JAの機能発揮が大いに期待される。

上記の大型ショッピングモール誘致の施策においては、買い物客は集まってもその収益は東京などの本社に吸い上げられ、地域でカネが循環することはあまり期待できない。この点に関して、例えば、JAおちいまばり(愛媛県)やJA糸島(福岡県)の国内最大級の農産物直売所は、複数の市町村を管内とする広域JAの特徴を生かし、管内の多種類の農産物に加え畜産物・魚介類を幅広く集荷して、それらの生鮮品および加工品の販売を行い、地域資源による域内経済循環の拠点としての役割を発揮している。また、6市町を管内とするJAいわて花巻は、内陸の直売所運営で培ったノウハウを生かし、昨年3月にイオンタウン釜石に開設された産直ブースで津波被災地の沿岸地域の直販事業を開始しており、大型ショ

ッピングモールとの連携において地産地消の仕組みを取り入れ、地域復興に取り組む好事例といえよう。

(2) 地域コミュニティのコーディネーター機能を発揮しよう

中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買い物、公共交通、物流、燃料供給等)を一定のエリアに集め、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成が政策として掲げられている。こうした地域住民への生活サービスの多くは、既にJAが事業として提供しているものであり、特に過疎・中山間地域では、金融サービスも含めたJAの総合サービスが、地域住民の生活インフラとしてなくてはならないものとなっている。ただし、すべての生活サービス機能をJAが提供できるわけではなく、採算面・体制面などから支所、購買店舗、ガソリンスタンド等を廃止したことも事実であり、JAが事業としてサービス提供できることには限界がある。

一方で、「小さな拠点」の形成の政策では、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより地域コミュニティの活性化を図ることも主要な目的とされている。この点について、JAは青年部や女性部等を中心に取り組んでいる食農教育、高齢者生活支援、子育て支援、健康増進活動等のくらしの活動を通じて、地域コミュニティ活性化の一翼を担っている。JAが廃止した購買店舗を地域住民で出資する自治組織が運営する事例も複数みられるなど、地方創生の要諦は地域住民の主体的な活動にあるといえようが、JAには、行政やNPO等の市民組織とも連携しつつ地域コミュニティのコーディネーターとして、くらしの活動等の協同活動を通じて、こうした住民自治の活動を支えていくことがこれまで以上に期待されよう。

(ほりうち よしひこ)

(注1)小針美和(2015)「岩手県における農業復興の取組みと農協の役割」『農林金融』3月号参照

(注2)平田郁人(2015)「地方自治体からみた農協の役割」『農林金融』4月号参照

稲作農業助成策の変更と現地の動向

主席研究員 藤野信之

1 助成対象者の絞り込みと担い手要件の緩和

2014年の農政改革において、主食用米生産に対する助成策の変更が行われた。まず、戸別所得補償制度から引き継いだ、生産調整目標に従って生産する全ての販売農家に対する「米の直接支払交付金(ゲタ)」を半減化(1.5万円/10a→7.5千円/10a)したうえで、18年度から廃止することとし、対象者を同じくする「米価変動補填交付金(ナラシ)」については14年度から廃止した。

これにより、主食用米に対する助成は、前自民党政権時代の07年度にスタートした品目横断的経営安定対策としての「米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)」に一本化され、助成対象者も認定農業者(基本的には専業農家)と集落営農に限定された(15年度からは認定新規就農者も加わった)。

一方で、この政策対象となるいわゆる「担い手」の要件は、次のように緩和された。

まず、①規模要件(都府県4ha、北海道20ha、集落営農20ha以上)が15年度から撤廃された。

次いで、②担い手の大宗を占める認定農業者に関しては、市町村から認定を受ける際の「5年後の経営改善目標」について、期間内の達成が困難であっても、将来的に達成が見込まれる場合には「適切」な目標と判断できる等とされた(14年11月)。

また、③助成対象となる集落営農の要件であった「5年以内の法人化計画」等の運用が緩和され、15年度からは市町村による法人化の確実性判断等を尊重し、必須要件としては、実質上「規約の作成」と「共同販売経理」だ

けが残る形となった。

2 多発される米価下落の対策

14年産米価は、18年からの「米の生産数量目標配分の行政による関与の廃止」を背景に、高水準の民間在庫もあって食糧法廃止以降史上最低の水準まで下落している。こうしたなかで、行政は対症療法的な米価下落への対策を多発している。

それらのうちで、最大のものは、①15年産米の生産調整に関する、超過達成の目標提示とインセンティブ付与(県への転作助成金<産地交付金>5千円/10a交付)である。これは、生産の次年度の期末在庫数量を過去の平均水準に近づけるための措置で、16年6月末の在庫量を200万トン程度まで縮減し、供給過剰基調を修正しようとするものである。この措置自体が生産調整の必要性を如実に示している。

もうひとつは、②米穀安定供給確保支援機構による「売り急ぎ防止支援事業」で、保有する資金を活用し、米の売り急ぎを防止しようとするものである。この内容は、15年11月以降に出荷する14年産米を対象に、20万トン程度について、60kg当たり保管経費50円、集荷費用120円を支援するものである。

また、③国の事業としても「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を、14年度補正予算(下記④200億円の一部)、15年度予算(50億円)で手当てし、主食用米の安定販売・需要拡大支援策を行うとしている。この支援策は、周年安定供給、輸出・業務用向け販売促進、非主食用米用販売について、200トン以上の集荷業者・

団体に対し、金利・倉敷料、集約経費、バラ化・運送経費、広告宣伝費等について、生産者等の積立てを条件に、2分の1程度助成するものである(値引きや売価価格差の補填は行わない)。

さらに、④生産コスト低減の取組みに対する助成を、14年度補正予算(200億円、前記③を含む)で手当てし、14年産主食用米を対象に、認定農業者、集落営農等に対して、米の生産コスト低減の取組み支援を行っている。具体的な助成内容は、資材費低減・労働時間短縮(1haでは3万円等)、直播(同7.5万円等)、農機共同利用(7ha未満では25万円等)であり、申請期限は3月19日まで延長され、申請面積は主食用米作付面積の23%となった。

加えて、⑤作柄を検討する「水稻の作柄に関する委員会」において、従来からの水稻収穫量調査における「ふるい目」1.70mmを、生産者が一般的に使用する1.80~1.95mmへ変更し、水稻生産量を縮減することまで検討された(結果的には、作況指数と平年収量の算出に用いるふるい目基準のみを変更)。

3 中国地方A市の状況

次に、稲作農業の現地の動きを見てみよう。

A市の南部は水田農業地域であり、販売農家数も作付面積も水稻が大宗を占める。また、乾田直播も盛んで全国の実施面積においてかなりの部分を占め、酒米の生産も盛んである。総農家数は1.3万戸で、販売農家9千戸のうち、専業農家2千戸、第1種兼業農家7百戸、第2種兼業農家5.4千戸の構成となっている。経営耕地面積規模別に見ると、1ha未満が5.5千戸、1~2haが2.3千戸、2ha以上が9百戸(販売農家)と、小規模農家中心の安定兼業地帯となっているが、30ha以上の経営体も12(うち販

売農家は7)ある(2010年農林業センサス)。

このうち認定農業者は600弱で、水田農業者の経営の概要としては、「8haを目指しつつ、現状は5~6haの水田農業+裏作麦」となっている。

こうしたなかで、前記助成策の変更により、水田農業を行う農家の認定農業者への申請が急増し、4か月間で既往認定農業者数は1割程度増加した。一方で、個人経営の志向が強いことから集落営農の設立は進んでおらず、A市内では14組織にとどまる(a県調べ)。その結果、多くの農業者が助成対象から抜け落ちる可能性が高い。なお、3.0~5.0haの個別経営体は2百強ある。

当地域は、全体としては農地集積が進んでおらず、14年3月末の利用権設定面積は市街化調整区域内農地の19%にとどまる。管内農協は、2000年に農地保有合理化事業を立ち上げ、現在はA市に農地に関する受け皿公社がないこともあり、農地利用集積円滑化事業に取り組むとともに、水田作の農作業受委託推進にも注力している。

4 今後の見通し

14年産の米価下落により、水田耕作規模1~2ha程度の農業者の稲作所得が赤字へ転落すると見られることから、農地を手放す人が増えるという見方がある一方で、水田の引受け手も減少するとの見方もあり、農地集積、規模拡大の動きにブレーキがかかる恐れもある。

いずれにしろ、前記2①のとおり農林水産省自体が生産調整の強化に動いており、18年からの生産調整への行政関与の廃止は、今後見直しを迫られる可能性もあるといえよう。

(ふじの のぶゆき)

森林の多面的機能と森林整備

専任研究員 秋山孝臣

1 日本の森林と多面的機能

森林は、水源の^{かんよう}涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活および国民経済に大きく貢献している。こうした機能を持続的に発揮していくためには、森林面積の4割を占める人工林を中心に、植栽、保育、間伐等の森林整備を推進する必要がある。森林整備は、主に林業生産活動を通じて行われているが、長期間にわたる継続的な取り組みであり、公的な枠組みと支援の下で計画的に進められている。

2 日本の森林の特徴

日本は、国土面積の3分の2が森林におおわれた森林国である。国土の森林率は68.5%で、OECD諸国では、フィンランド(72.9%)、スウェーデン(68.7%)について3番目に高い。

日本は、全般的に降水量が多いうえに梅雨や台風等による集中的な豪雨もあり、さらに地殻変動や火山活動が活発であるという国土条件にある。このため、森林は自然災害に見舞われやすいが、同時に、山地災害の防止、洪水の緩和等の役割を果たすなど、国民生活、国民経済にとってなくてはならないものとなっている。

3 森林整備の仕組み

(1) 森林整備の担い手

森林面積の6割を占める私有林では、所有構造が小規模零細であることから、多くの場

合、所有者自らが路網を開設し、高性能林業機械を活用して効率的な森林整備を行うことが困難な状況にある。このため、森林組合等が複数の森林所有者の森林を取りまとめて一括して森林整備を行う「施業の集約化」が重要となっている。森林整備が行われることは、担い手(森林所有者、森林作業員を含む)が山村で活動することであり、山村地域の雇用確保、山村の経済活性化、あるいはボランティア活動等を通じて都市と山村との交流につながる面もある。

(2) 森林整備の費用負担

現在、林業経営の収益性が悪化するなかで、森林所有者においては、森林整備の低コスト化が大きな課題となっている。一方、森林は私有財産であっても、その多面的機能は国民に広く享受されるなど公共財としての性格を有している。森林の多面的機能の恩恵を国民が享受し続けるためには、計画的な森林整備が必要であり、その費用については、森林所有者だけでなく社会全体でも負担する必要がある。

4 森林整備をめぐる歴史

(1) 戦前までの森林整備等の状況

明治維新から戦前までは、近代産業の発展に伴って、様々な用途に木材が使われるようになり、森林伐採が盛んに行われた結果、森林の荒廃が深刻になり自然災害が多発した。そのため、荒廃地を復旧し森林を再生するための運動・事業が計画的に行われた。

(2) 戦後の荒廃と復旧

第二次世界大戦中は、軍需物資として、また終戦後は、戦災からの復興のために大量の木材が伐採されて森林は大きく荒廃し、昭和20～30年代には各地で台風等による大規模な山地災害や水害が発生した。このため、国土の保全や水源の涵養の面から森林造成の必要性が国民の間に強く認識されるようになった。この時期150万haの造林未済地があり、その解消が喫緊の課題であった。このため、昭和25年には山梨県で「第1回全国植樹祭」が開催され、その後、成長も早く経済価値も高い針葉樹の植栽が急速に進められ、昭和40年代半ばまで毎年40万ha弱の造林が行われ森林は復旧した。

5 林業基本法の制定

昭和39年に「林業基本法」が制定され、基本法は国産材の供給を図ることができるよう林業総生産の増大を目標とした。特に、生産政策^(注)としては、拡大造林等によって、林業の利用に供される森林を拡大し、森林生産力の増強を図るとともに、機械化の推進、路網密度の向上、優良種苗の確保等によって、生産性の向上を図ることとした。森林については、木材等生産機能を重視し、森林整備は林業生産活動が行われることでおのずから進み、結果として多面的機能のうちの公益的機能の発揮も図られるとの考えであった。

6 多面的機能の重視と「森林・林業基本法」の制定

昭和40年代になると、高度経済成長の下で

(注)「拡大造林」とは、主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などを、針葉樹中心の人工林(育成林)に置き換えること。

木材需要は拡大を続けたものの、需要は輸入が自由化された外材丸太によって賄われたため、国産材の供給はむしろ減少し、山村の過疎化や高齢化とも相まって林業生産活動は低迷した。

その後、昭和60年代以降、円高やバブル経済崩壊等によって木材価格は長期的に低迷し、林業生産活動は一層停滞した。そのため、間伐が行われない人工林や植栽が行われない伐採跡地が見られるようになるなど、森林所有者の自発性だけで森林整備が進むことを期待し難い状況となった。このようななか、平成13年には、「森林・林業基本法」が制定され、森林の多面的機能発揮のための政策を体系的に推進することとした。特に、森林整備については、地域の特性に応じた造林、保育および伐採の計画的な推進、林道の整備、優良種苗の確保等を、森林所有者のみならず国、地方公共団体も含めた多様な主体により推進することとした。

7 多面的機能の維持にむけて

森林の現況、自然条件、ニーズ等を踏まえつつ、将来の望ましい森林の姿をイメージし、森林の有する多面的機能の持続的発揮にむけて必要な森林整備を計画的に推進することが必要である。そのため、林業・木材産業関係者に限らず多くの国民が、地域活動、ボランティア活動、企業のCSR等を通じて森林整備・保全活動に参加することができるようにし、これらの活動が活発化することが期待される。

また、多くの国民が消費者として国産材を利用することにより、林業生産活動の継続を可能とし森林の整備と多面的機能の発揮に貢献することが望まれる。

(あきやま たかおみ)

新たな規制・監督下での欧州の協同組合銀行

—第6回EACB国際会議より—

主席研究員 重頭ユカリ

1 規制・監督者との対話の重要性

欧州の主要な協同組合銀行が加盟する欧州協同組合銀行協会(European Association of Cooperative Banks、以下「EACB」)は、2015年3月にブリュッセルで6回目となる国際会議を開催した。

EACBがこうした国際会議を開催する背景には、欧州各国において協同組合銀行は平均して2割程度のシェアを占めるなど、大きな存在感を持つにもかかわらず、協同組合の特徴やビジネスモデルに対して規制・監督者から十分な認知や理解が得られていないことがある。特に欧州では、リーマンショックを経て銀行に対する監督制度が大きく変化しており、公開の場での対話を通じて、協同組合銀行への理解を促進することが一層重要性を増している。今回の会議にも、欧州中央銀行、欧州銀行機構、欧州委員会、欧州議会議員、バーゼル銀行監督委員会など規制・監督側の代表者が招かれ、協同組合銀行側の代表者と議論を行った。



第6回EACB国際会議での討論の様子

2 単一監督制度下での協同組合銀行

欧州では金融システムの健全性を確保するため、14年11月から欧州中央銀行が域内の銀行に対する単一の監督権を持ち、120の大規模行について直接監督を行うこととなった。欧州中央銀行の監督を直接受ける銀行は、①総資産価値300億ユーロ以上、②国内経済における重要性(資産規模50億ユーロ以上かつGDPの20%以上)、③国境を越える活動の重要性、④公的な資金を受けている、⑤特定のEU加盟国で上位3行に入る、の基準のいずれかを満たすものである。これに該当しない銀行は、従来どおり国内監督機関の管轄下にあるが、欧州中央銀行は必要に応じて介入する権限を持つ。

欧州の協同組合銀行においても、全国機関単体で、またはグループで連結決算を行っている場合は全国機関だけでなくローカルバンクも含めグループ全体で欧州中央銀行の直接監督を受けるようになったところがある。

直接監督を受けるようになった協同組合銀行のなかには、欧州中央銀行との会合の機会があり議論ができているという銀行がある一方で、接触の機会がないのでもっと対話が必要だという銀行もあり、相互のコミュニケーションの状況には差があるようであった。

しかしいずれの協同組合銀行も、規制・監督側に協同組合の特性が十分に理解されているとはいえないと主張した。特に、欧州中央銀行に対しては、資産査定やストレステストを含む包括的審査の際に、膨大なデータを収集しているのだから、それらを精査して協同

組合銀行のビジネスモデルの把握に努めるべきだという意見もあった。

これに対して、欧州中央銀行としては、協同組合銀行は金融危機を相対的に軽微な影響で切り抜けたと認識しており、さまざまな銀行モデルを有する多様性に富んだ銀行市場であることも望ましいと考えていること、また、多様性は監督者にとっては複雑さをもたらすが、欧州中央銀行はそれに対応する必要があると考えていることが表明された。また、欧州銀行機構からは、世界的な基準を設定する人々は、協同組合銀行が存在するといった欧州の銀行モデルの特徴を考慮しないかもしれないので、基準設定の場に欧州からの代表が参加することが重要だとの意見も聞かれた。これに関して欧州委員会からは、協同組合銀行が特に大きな存在感を持っているのは欧州と日本ぐらいであり、欧州委員会はバーゼルⅢの検討に際し、バーゼル銀行監督委員会に対して協同組合銀行について考慮するように奮闘しなければならなかったことが指摘された。

以上のことを踏まえると、協同組合銀行は、欧州内で規制・監督側にその特徴を十分理解してもらうように働きかけるだけでなく、さらに日本を含むアジアや北米などとも連携し、世界的な基準設定の場での理解を促進する必要があることが強く感じられた。

3 非金融業との競合

今回の会議では、ITの進化により、非金融業との競合が今後一層進展することがたびたび指摘された。

その背景として、アップルやグーグルが決済サービスを提供するなど、テクノロジー分野

の大手有名企業が銀行と競合する分野に続々と参入してきていることがある。

また、EUは加盟国における雇用促進と景気浮揚を目指し、特に中小企業への投資を促進しようとする資本市場同盟のグリーンペーパーを、15年2月に公表している。資本市場同盟は19年までの実現を目指しているが、今回の会議冒頭では、この構想を主導したジョナサン・ヒル氏によるスピーチもあった。

資本市場同盟では、企業が効率的に資金調達することを可能にしようとしており、その手段としてクラウドファンディング(インターネットを経由して不特定多数の人によって行われる資金提供)等も想定されている。現在欧州においては、中小企業の資金調達は銀行融資に大きく依存しているが、その依存度を下げ、資金調達源を多様化するのが狙いである。

このように資金決済の分野だけでなく、クラウドファンディングといった資金調達分野における金融機関以外の活動が、今後重要度を増す可能性が高まっている。銀行よりもITにずっと強い企業がその技術力を生かし、洗練された商品やサービスを提供するようになる可能性も大きい。

そうした状況下で、銀行には厳しい規制が課せられているのに対し、銀行業に近い業務を行う非金融業に対しては銀行と同様の規制がかかっておらず、競争条件が同一でないことについて、協同組合銀行からは不満や警戒の声が高かった。欧州議会の議員からは、クラウドファンディングなどについても、今後法律が整備されるのではないかという見解が示されたが、商品やサービスの進歩に規制が追いつくのかどうか注目する必要がある。

(しげとう ゆかり)

漁業者同志が切磋琢磨

——第20回全国青年・女性漁業者交流大会——

主任研究員 田口さつき

1 全国青年・女性漁業者交流大会とは

今年2月26、27日に東京において第20回全国青年・女性漁業者交流大会(以下「大会」)が開催された。大会は、青年および女性漁業者が日ごろの活動実績を発表し、互いに学び合うことを目的とし、「漁業者の甲子園」ともいわれる。

大会は、前身である第1回全国漁村青壮年・婦人活動実績発表大会(1954年)から数え、60年を超える歴史を持つ。主催する全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」)が1952年の創立であり、その2年後という早い時期から開催された。

2 大会参加が成長の機会に

大会で発表される活動は、漁業者が共同で行ったものが大半を占める。発表者(以下では、発表を行う活動グループ全体も含める)は、都道府県段階で選抜されるため、地域の代表として大会に参加する。しかし、普段は漁業に従事しており、情報発信をする機会が少ない。そのため、人前でプレゼンテーションを行うことへの心理的なプレッシャーは大きい。

多くの場合、漁業者を励まし支えるのは、都道府県の水産技術等の普及を担当する公務員(普及員)である。ある地域の元普及員によると、「漁業者は、自分のやっている活動を過小評価している。発表を通じ、第三者の意見を聞くことにより、正当な評価ができるようになる」という考えから、漁業者による活動発表を支援してきたそうである。

活動発表を一度決断すると、発表者は報告書を作成し、活動の成果をデータなどで表現し、論理的に実証することを試みる。^(注2) プレゼンテーションについても、練習を重ねる。人前で発表することを繰り返すうちに、度胸もついていく。このような過程を経て、情報発信能力を高めていく。

また、発表者は、地域を代表して発表することに誇りを感じ、リーダーとしての自覚が一段と強まる。今回の参加グループの一人は、「賞を逃したけれど、頑張ったので胸をはって地元に戻れた」と語った。

さらに大会の参加者は、他地域の漁業者の熱意に心を打たれ、その悩みに共感するという。日々の苦労を分かち合うことができるのも同じ漁業者だからだ。

そして、発表者の語る事例は、まさに生きた教科書であり、大いに刺激を受ける。そして報告書は、先進事例として蓄積されていく。新たな活動を試みる漁業者が交流大会の過去の事例を検索し、先行事例として視察に行くこともある。^(注3)

以上のような機能を考えると、交流大会は、漁業者が漁協内外の組織とともに作り上げてきた、協同組合原則「教育・研修、広報」(第6原則)を体現したプログラムであるといえる。

3 「地域活性化部門」での議論

大会は漁協が抱える問題についても、参加者に気づきを促す。

現在、大会は「資源管理・資源増殖部門」「漁

業経営改善部門」「流通・消費拡大部門」「地域活性化部門」「多面的機能・環境保全部門」から構成される。

「地域活性化部門」では、例年、地域の衰退を食い止めたいという漁業者の思いを反映し、地元で根差した活動が多く報告される。発表者、聴衆ともに女性が多いなか、今年は、2人の男性発表者が鹿児島県と福島県を代表し、それぞれ離島での特産品開発と放射能の風評被害払拭をテーマに活動の詳細を伝えた。また、宮崎県代表の発表は、地域の漁協、農協、商工会といった組織の女性達が連携した事例であり、活動の枠組みとして今後のモデルとなり得るものだった。

発表のうち、最も多かった活動主体は、漁協女性部であった。そのため、聴衆からの質問は、女性部が構造的に抱える問題を背景にするものが多く、以下の3つの質問がそれらを代表している。

一つは、女性部部員の高齢化やそれに伴う部員数減少をどう乗り越えているかというものである。これに対し、発表者からは全員で活動することにこだわらず、できる人ができることをするというスタンスで取り組んでいる事例や、新たに部員を勧誘している事例が紹介された。

次に、「女性漁業者」の定義について質問が出た。これは、「漁業者として誇りを持って活

動しているが、漁協や地域などから漁業者と認めてもらえているだろうか」という問いでもある。この質問は、一世帯一組合員制や多額の出資金が女性の正組合員化を阻んでいるという問題(副島(2008))、女性部として漁協の運営を話し合う場に「参加し意見を表明できない」という問題が、今も続いていることを意味している。ある県の女性部代表は、「女性部に情報が入ってこない。とにかく情報がほしい」と語っていた。組合員資格のない青年漁業者も同様の意識を持っていると思われる。これらは、協同組合原則「自主的で開かれた組合員制」(第1原則)や「組合員による民主的な管理」(第2原則)のさらなる発展のため、真摯に向き合うべき課題である。

最後に、活動資金についての質問である。京都府の中浜婦人部の活動では、クロアワビの陸上養殖のために、京都府信漁連を通じて漁業近代化資金を借りることができた。しかし、多くの女性達の起業は自己資金で賄われており、資金調達が起業のハードルの一つとなっている実情がある。

以上、今年の地域活性化部門の状況をみてきたが、全体を通じて感じたことは、参加者が大会で得た共感や情熱を一度きりのものとせず、いかに永続させ発展させるかが、重要なのだということである。自発的な活動のさらなる発展のためには、その後に参加者が地元でリーダーシップを発揮するための環境づくりも必要と考えられる。

<参考文献>

・副島久美(2008)「陸上作業の再評価と女性の漁協正組合員化」、中道仁美編著『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版、(53～55頁)

(たぐち さつき)

(注1)多くの道府県で活動実績を発表する地域大会を行い、全国青年・女性漁業者交流大会の発表者を選んでいる。

(注2)第1回全国漁村青壮年・婦人活動実績発表大会報告書(全漁連保管)をみると、当時から図表が盛り込まれ、分析的な報告書であることがわかる。

(注3)1995年からの報告書は全漁連のサイトで検索することができる。<http://www.zengyoren.or.jp/ninaite/kouryu/>

粳米サイレージによる和牛繁殖農家の飼料費削減

——JA真室川町の取組み——

主事研究員 小田志保

近年、和牛繁殖農家では飼料価格高騰や高齢化で離農が増加し、子牛の頭数減少と価格高騰により、購入側の肥育農家の経営悪化が深刻化するなど、和牛生産そのものの衰退が懸念される事態に至っている。

そのため、和牛繁殖農家への経営支援がJAグループでも大きな課題となっているが、本稿では和牛繁殖農家の経営支援の一環としての飼料費削減のために、^{もみまい}粳米サイレージ(粳米を発酵させた濃厚飼料)に2000年代後半から取り組んでいるJA真室川町(以下「JA」)の事例を紹介する。

1 飼料費高騰と米価下落が和牛繁殖農家の経営を圧迫

JAの管内である山形県真室川町(以下「同町」)では、14年1月時点で、畜産農家47戸のうち40戸が和牛繁殖農家で、また稲作との複合経営が多いのも特徴である。

稲作と和牛繁殖の複合経営においては、2000年代後半からの配合飼料価格の高騰に米価下落が加わり経営が急速に悪化した。このため、和牛繁殖農家の離農多発が懸念される事態となり、経営を維持するための新たな取組みが課題となっていた。

2 政策支援等で飼料用米生産が拡大

こうした事態のなかでJAが取り組んだのは、飼料費削減のための管内における飼料用米の作付推進である。JAでは、水田転作面積

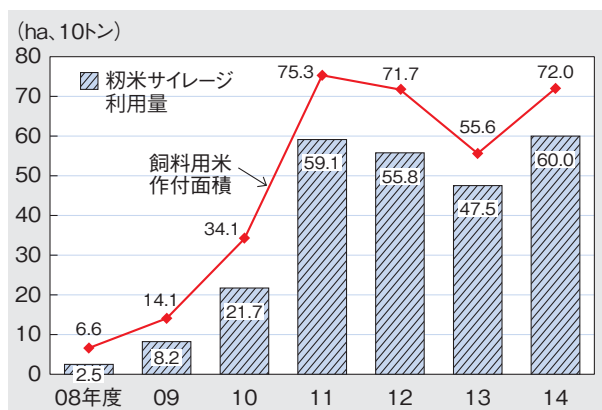
の緊急拡大配分(同町で60ha)があった08年度より、飼料用米の作付推進を開始した。取組初期の2年間は、町とJAの担当者が連携して作付けを推進した。しかし、取組みが定着した10年度以降は、JAが生産者と作付けや収穫の調整を行っている。

初年度の08年度における飼料用米の作付面積は6.6haだったが、産地づくり交付金の交付単価が倍増した10年度に前年度比20ha増の34.1haとなった。さらに前年産の米価下落を受けて、11年度には同41.2ha増の75.3haへ拡大した。12年度、13年度は震災の影響で米価が押し上げられ、13年度の作付面積は55.6haに減少したが、新たな米政策による水田活用の直接支払交付金が始まった14年度は再び70ha台となっている(第1図)。

3 粳米サイレージによる飼料費削減効果

こうして飼料用米の作付が拡大する一方で、

第1図 JA真室川町管内の飼料用米作付面積と粳米サイレージ利用量



資料 JA真室川町内部資料
(注) 14年度は概算。

畜産農家が利用しやすいようにJAは飼料用米を加工した粳米サイレージの生産に08年度より取り組み、町内の畜産農家による利用も急速に拡大した(第1図)。例えば08年度から13年度までに、利用量は24.9トンから475.2トン、利用農家数は5戸から17戸(うち14戸が繁殖経営)へ増えた。

利用拡大の第1の理由はそのコストの安さである。JAは、耕種農家から生粳を8円/kgで買い取り、加工実費15円/kgを上乗せした23円/kgで粳米サイレージを畜産農家へ販売するが、08～13年の配合飼料価格(肉牛肥育用)の単純平均は63.1円/kgで、その2.7倍である(農林水産省「農業物価統計」)。また農林水産省「平成25年度農業経営統計」によると、13年度の子牛1頭当たり配合飼料購入費は93,114円であり、これを粳米サイレージに単純に置き換えると59,174円削減できる。これは子牛1頭当たり生産費の15.7%にも相当する。

第2の理由は品質である。JAでは粳米サイレージ生産に際して、カントリーエレベーター付属のプレスパンダーで加工するという工夫をした。粳米を破碎する際に熱が加わり玄米がアルファ化するため、通常の加工方法に比べて消化性が高くなるのである。

このようにJAの粳米サイレージは価格が安く、かつ品質が高いため、管内の畜産農家において利用が広まった。なおJAによれば、一般に配合飼料を粳米サイレージに代替する場合、コストだけでなく分娩間隔の長期化にも配慮する必要があるが、14年度の管内平均の分娩間隔は県平均より30日程短い389日であり、影響は特段みられなかったとのことである。

4 利用拡大に果たしたJAの役割

粳米サイレージ利用の拡大にあたっては、以下にあげるJAによる様々な取組みの効果が大きかった。

1つは品質向上のための取組みである。粳米サイレージは、粳米の破碎後に1～2か月の乳酸発酵を経て完成する。JAは、畜産試験場と連携し、乳酸発酵のための適正水分量等について検討を重ね、品質管理のノウハウを高めてきた。次に牛の嗜好性に問題がないことの確認である。JAは地域の一部の繁殖農家に協力を仰ぎ、試作品を実際に給与してもらい、牛の嗜好性に問題がないことを確認した。最後に普及についての研修活動である。JAは粳米サイレージの給与マニュアルを作成し、給与方法について現地研修会や巡回指導を重ねた。

繁殖農家にとって飼料の変更にはリスクが伴うが、このようにJAが畜産試験場や地域農家と連携し給与試験を行ってその実効性を検証したうえで利用を推進したことで、地域の畜産農家からの理解や信頼が高まり、利用が拡大したのである。

今回は粳米サイレージの事例を紹介したが、一般に農家が新規技術を導入する際には、導入効果の検証が不可欠である。しかし、個々の農家はそのための十分な費用や時間をかけられない。地域農業振興に不可欠な新規技術の導入・普及のためには、JAの役割が極めて重要であることを改めて指摘したい。

<参考文献>

・丹康之(2011)「酪農家や繁殖牛農家が絶賛、飼料米ソフトグレインサイレージ」『現代農業』4月号、P268～275

(おだ しほ)

ユーロ圏における政治リスクの高まりと 景気対策の課題

主席研究員 山口勝義

リーマンショックに続き財政危機を経験したユーロ圏では、その後も長く景気の停滞が続いている。しかし、最近になり、小売売上高のほか、景気の牽引役として期待されるドイツの製造業受注や輸出などに改善が見られるなど、一部には経済情勢に明るい兆しが生じてきた。

こうした動向の背景には、昨年夏頃からの原油価格や通貨ユーロの大幅な下落が働いているものと考えられる。さらに、本年3月には、欧州中央銀行(ECB)が国債を含む債券の買入れ策である量的緩和策(いわゆるQE)を開始したことで、ユーロ圏の景気が長い停滞期間を脱して、いよいよ回復に向かうことが期待されている。

しかし、このような明るい兆しの反面で、注意が必要になっているのは政治リスクの高まりである。その象徴的な動きは、この1月のギリシャ総選挙での急進左派連合(SYRIZA)の圧勝であった。同党は、財政危機対策のなかで負担を強いられた国民の広い支持を受け、金融支援策の条件である緊縮財政に反対し、その見直しを求めている。このSYRIZAの勝利は、左派のみならず右派をも含め、ユーロ圏の各国で現政権の政策に強く反発する急進政党を勢いづかせる契機となった。

このようにユーロ圏では、ギリシャ以外にも政治リスクが高まり、これまでの中道政治の基盤が揺らぎ、極端な政策に振れる可能性が強まってきている。また、ユーロ圏全体としても域内の合意形成が困難となり、政策対応で様々な支障を生むことが懸念される状況にある。

1 反緊縮財政の左派政党の台頭

SYRIZAなどの左派政党は国民の生活水準の維持・向上を重視し、反緊縮財政、反格差拡大、反汚職等を掲げている。

ユーロ圏でこれらの政党の台頭をもたらした主要な要因には、財政危機の発生とその後の長引く景気の停滞がある。つまり、財政危機対策としての緊縮財政の下で社会サービスは大幅に縮小され、また同時に失業率が上昇し貧富の格差も拡大した。この結果、国民の改革疲れが現政権への反発を強め、左派政党への支持を高めることとなった。

このため、特に財政危機を経て諸改革を迫られた南欧諸国において、左派の急進政党の伸長が明らかである。ギリシャのほかにも、例えばスペインのポデモスは、結党後1年半にも満たない若い政党ではあるが、最近の世論調査で中道右派であるラホイ首相の国民党を上回る支持を得ており、今年後半に実施される総選挙で第1党となる可能性も否定できない勢いを得てきている。

2 反EU・反ユーロの右派政党の台頭

また同時に、ユーロ圏では強硬な右派政党の台頭も見られている。これらの政党は、国家のアイデンティティ(主体性、独自性)を尊重することで反欧州連合(EU)・反ユーロを掲げ、民族主義的な立場から移民などの大量流入にも反発を強めている。

ここにも同様に、景気停滞継続の影響がある。景気停滞に伴い欧州内では経済・財政情勢が比較的良好な国々へ移民が集中的に流入したことで、紛争の拡大に伴うアフリカや中

東からの難民の流入増加とともに、受入国において様々な軋轢が発生し、それが社会問題化するに至っている。例えば、北欧諸国等の手厚い社会保障給付の享受を目的とする「ベネフィット・ツーリズム」と呼ばれる移民の流入は、受入国の国民の強い反発を招いている。また、移民が職を奪うとの批判とともに、移民の失業率の上昇による地域の治安の悪化懸念などが生じている。

こうした結果、右派政党は相対的に豊かな国々を中心に勢力の伸張が見られており、なかでもフランスの極右政党である国民戦線は、2017年の大統領選挙でも善戦が予想されるまでに支持を拡大している。

3 景気対策の見直しの必要性

以上の結果、ユーロ圏に限らず広く欧州では、左右の区別なく急進政党への支持率の上昇が現れている(第1表)。上記のとおり、その要因の一部には地政学リスクの高まりに伴う難民の流入増加があるものの、長引く景気の停滞を背景とした現行の中道政治への失望感の高まりが、左派・右派双方の勢力伸長を共通して支えている側面を見逃すことができない。

これまでのユーロ圏の政策対応を振り返れば、その主眼は、財政危機による市場の強い圧力にせかされた財政改革であり、また、従業員の解雇を容易にする法整備を含めた労働コストの押下げや規制緩和を中心とした生産の合理化であった。確かに、これらの経済の構造改革は、労働市場の硬直性のために高止まる若年層の失業率を改善する点などで重要な役割を果たすばかりか、経済の足腰の強さ

第1表 欧州の主要な急進政党

(単位 %)

	名称	報道されている 主要な 政策等の内容	2014年 欧州議会選挙 得票率
英国	英国独立党	反移民、反EU	26.7
ギリシャ	急進左派連合(SYRIZA)	反緊縮財政	25.7
フランス	国民戦線	反移民、反EU	24.9
イタリア	五つ星運動	反緊縮財政	21.2
オーストリア	自由党	反移民	19.7
アイルランド	シンフェイン(Sinn Fein)	反緊縮財政、民族主義	19.5
デンマーク	デンマーク国民党	反移民	16.7
オランダ	自由党	反移民	13.3
フィンランド	真のフィンランド人	反EU	12.9
スウェーデン	民主党	反移民	9.7
ギリシャ	黄金の夜明け	反移民	9.4
スペイン	ポデモス(Podemos)	反緊縮財政	8.0
ドイツ	ドイツのための選択枝	反ユーロ	7.1
イタリア	北部同盟	反移民	6.2

資料 各種報道

(注) 得票率は、各国内における投票率である。

を高める点でも評価に値するものである。しかし、改革の効果が現れるまでには時間を要するとともに、それまでの間に失業率の上昇と所得の低下が不可避となることで、個人消費の抑制などを通じ内需の低迷をもたらすことにつながってしまっている。

このため、いまだ景気回復の足取りが弱いユーロ圏では、これ以上の政治リスクの高まりを回避するために、従来からの政策対応の問題点を直視しそれを見直すことにより、ようやく兆しが現れてきた景気回復に弾みを付けることが一層求められている。つまり、構造改革や、内需の低迷の下ではその有効性には限界がある金融政策ばかりに依存することなく、失業者や低所得者対策、教育や職業訓練の拡充などの財政面からの需要喚起策にも重点を置いた、より多面的な景気対策が必要になっているものと考えられる。

(15年4月22日現在)

(やまぐち かつよし)

2015年の中国経済は7%前後の成長へ

主事研究員 王 雷軒

1 中国経済の「新常态」

最近の中国では、「新常态」（ニューノーマル）という言葉がよく使われるようになっていく。新常态とは、もはや10%前後の高成長を続けるような状態ではなく、これからは7%程度の経済成長を目指していくとするものである。

新常态の定義や特徴などについては、2014年末に開催された経済運営方針等を決める中央経済工作会议で詳細な解釈がなされた。それらを要約すれば、中国経済は、生産年齢人口が減少に転じ、投資効率が著しく低下し、資源や環境問題が深刻化している状況にあり、新たな経済発展の段階に進むためには、①投資・輸出主導型経済から消費主導型経済への転換、②資源の効率的利用や人的資本への投資による生産性の向上、③規制緩和、政府と市場の関係の再構築、などが必要だということのである。

そうした認識下で、中国政府は、15年の成長目標を12～14年の「7.5%前後」から「7%前後」に引き下げたと見られる。しかしながら、足元の中国経済の下押し圧力は依然根強く、果たして15年の成長目標を達成できるのだろうか。

2 2015年の成長目標は達成可能

3月上旬に中国現地（北京など）に足を運び15年中国経済の行方等について中国社会科学院や国务院発展研究センターなどのシンクタンクと意見交換を行った。これによると、経済成長率が7%を割り込む可能性があるとの見方も一部にあったものの、7%前後の成長目

標は達成できるとする予測が大多数であった。

7%前後の成長を実現できる理由として、中国政府が地域間格差を縮小するため、内陸地域への公共投資を今後さらに増加させること、減税の拡大を含めた積極的財政政策が実施されること、さらに金融政策を中立的から緩和的へ転換することが予想されること、などが挙げられた。

しかし、足元の景気動向を確認すると、回復テンポは依然緩慢であり、中国政府は、経済の構造調整を促す政策運営を指向しながらも、当面は安定成長確保のため、機動的な金融・財政政策の運営による調整姿勢を強めている。つまり、インフラ投資と金融緩和によって、7%前後の経済成長を実現しようとしているといえる。

とりわけ、住宅投資や製造業における設備投資鈍化をカバーするため、中国政府は、既に環境保護、水利施設、道路・通信などへの公共投資の増加と加速を地方政府に要請した。また、住宅投資が大きく減少しないように、低迷している住宅市況を底上げするための購入規制の緩和も実施した。

さらに、15年の成長目標達成には、投資だけではなく、消費拡大につなげる政策を打ち出すことも重要である。実際、投資・輸出主導から消費主导向の経済構造の転換は、遅々として進んでいない。その理由として、労働分配率は徐々に引き上げられているものの、まだまだ不十分な水準にあること、年金や医療などの社会保障制度が完備していないこと、などが挙げられる。今後とも、適正な賃上げ

が必要であるほか、2億人以上と見られる都市部へ出稼ぎに行く「農民工」の戸籍制度改革を深化し、彼らを真の「市民」にしていくことが求められている。

3 住宅市況と地方政府の債務問題に留意

中国経済の先行きを展望するうえで重要なポイントとして、以下の2点に留意する必要がある。

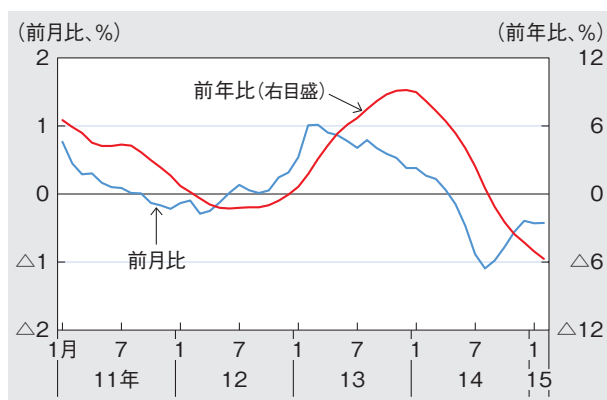
まず、住宅市況の動向である。足元では住宅価格の下落が続いている(第1図)。さらなる価格下落を容認すれば、都市住民の住宅買い替え需要だけではなく、「農民工」の都市部での定住化という潜在的に強い需要も刺激することができる。しかし、住宅価格が大幅に下落すれば、住宅開発業者の投資減少や倒産も想定される。

そのため、中国政府は、住宅市場の安定的かつ健全な成長を強調し始め、住宅購入規制の緩和、利下げなどを実施した。これらを受けて15年の住宅市況は、小幅ながらも回復に向かうと見られるが、住宅市場の黄金時代は既に終了し、調整・安定成長期に入っており、大幅な回復は難しいだろう。特に中小都市で積み上がっている膨大な住宅在庫の消化には、なお時間を要するものと見られる。

また、地方政府の債務問題についても留意する必要がある。08年末に実施された4兆元の経済刺激策を契機に、地方政府の債務は、10年末時点の10.7兆元(名目GDP対比26%)から13年6月末時点の17.9兆元(同30%)へと、大幅に拡大した。このうち、約2兆元が15年に返済期限を迎える。

中国政府は、景気下支えのため、インフラ投資の増加や都市化政策推進による公共サービスの拡充などに取り組むこととしているが、

第1図 70都市の新築住宅販売価格伸び率の推移



資料 中国国家统计局、CEICデータ

(注) 中国国家统计局が11年1月に発表し始めた70都市の新築住宅販売価格の伸び率を利用。なお、新築住宅には新築の保障性住宅を含めていない。

地方政府に対する債務返済圧力が高まっているため、地方政府の資金繰りが悪化しないよう、様々な対策を打ち出している。

まず、過度期の臨時的な措置として、3月に財政部(日本の財務省に相当)は、地方政府が有する高金利債務の返済負担を軽減するため、1兆元分の借換債発行を認めた。さらに、地方政府の資金不足を補完するため、民間資金を積極的に利用するPPP(官民パートナーシップ)の導入も強力に推進している。加えて、地方政府が返済責任を負わない前提で、特別目的会社(融資平台)による銀行借入れや社債発行などを認める方針も示されている。

これらの取組みにより、地方政府は、一定規模の財源確保が可能と見られるものの、民間資金を積極的に利用できるかなど不透明な点も多く、地方政府の財源・資金不足が顕在化する恐れもある。仮に地方政府の資金調達が行き止まりになった場合、インフラ投資への影響が出るほか、流動性リスクの発生にもつながりかねない事態が生じうるため、金融市場が不安定化する可能性も否めない。

(おう らいけん)

#

模が縮小したと考える方もいるだろう。もちろん、そうした実態は確認されるものの、上述のように人口総数と日本人口の外食の利用状況にほとんど変化がないので結局はどこかの外食店で喫食していることになるため、このことをその要因として説明できない。

4 低価格化の背景

それでは、なぜ低価格化が進展しているのだろうか。周知の通り経済学においては需要と供給の面から説明がなされる。いうまでもなく、供給量を上回って需要量が増加すれば価格は上昇し、その逆は低下する。以下ではこの観点に立って一因を考察する。

外食をはじめ、食事は生きていくために不可欠な熱量(エネルギー)を得る行為であることから、本稿では熱量に焦点を当て需給状況を捉える。ここで着目するのは第1表の「超過率」である。これは摂取熱量に占める供給熱量の超過量を示すものであり、いわば供給過剰の状況を表している。これをみると、1975年から1995年にかけて超過量が330kcalから612kcalへと大きく増加するとともに、超過率も15.1%から30%へと上昇している。そして、2005年には超過率が35.1%に達するとともに、同年以降も高水準で推移している。すなわち、熱量でみると1995年から2010年まで30%以上の供給過剰が慢性的に発生しており、これに起因して外食産業をはじめとする食品産業で価格低下が発生していると判断される。

こうしたなかでも消費者は特に価格を重視し、外食を利用する傾向が強かったと考えられる。例えば、全国麺類生活衛生同業者組合連合会が実施した「平成19年度そば・うどん消費動向調査」によると、昼食で外食をする際の店舗の選択基準は、メニュー価格が手軽であることが最大(60.2%：サンプル数925人)の基準となっている。それゆえ、外食企業では

第1表 わが国における1日1人あたり供給熱量と摂取熱量の推移

(単位 kcal、%)

	①供給熱量	②摂取熱量	③超過量 (②-①)	超過率 ($\frac{③}{②} \times 100$)
75年	2,518	2,188	330	15.1
85	2,597	2,088	509	24.4
95	2,654	2,042	612	30.0
05	2,573	1,904	669	35.1
08	2,464	1,867	597	32.0
10	2,447	1,849	598	32.3
12	2,431	1,874	557	29.7

資料 食品産業センター「食品産業統計年報」平成26年度版 p.83
データ
基データは農林水産省「食料需給表」および厚生労働省「国民健康・栄養調査」

その対応を強化した結果、人口1人あたり食料・飲料支出額の減少幅を上回って人口1人あたり外食産業市場規模が低下したのであろう。

5 今後の注目点

最後に2010年以降の近年の動向について触れたい。外食産業における過度な値下げは同業界だけではなく、商品(食材を含む)を供給する多くの食品企業にも影響を与える。そのため、外食企業だけではなく、食品製造業者でも安さを求めるあまり安全管理対策に不備が生じ、テレビや新聞等で報じられるような残留農薬問題等の食品安全問題や偽装事件が発生することもあるだけに、これには一定の歯止めをかけることが必要である。

そうしたなか、第1図および第1表によると、2012年については供給熱量の超過率が29.7%と1995年以降の近年で30%の大台を初めて下回るとともに、市場規模についても1990年以降最低であった2011年の22兆8,282億円から23兆2,314億円へと若干の回復をみせている。この短期間では値下げが解消されたか否かについて検証することはできないが、そうしたことを期待させる動向であるだけに、今後注目していきたい。

(きくち まさや)

米国フロリダ州オレンジ郡の農業普及事業

主事研究員 一瀬裕一郎

第二次世界大戦後、日本の協同農業普及事業は米国の制度を手本として開始されたとされる。^(注1) 2015年1月末に米国で農業普及活動に携わる研究者にインタビューする機会を得たので、日本の普及事業のモデルとなった米国の仕組み等について、フロリダ州オレンジ郡^(注2)の事例を紹介したい。

1 フロリダ州オレンジ郡の位置

フロリダ州オレンジ郡は、フロリダ半島のほぼ中央部に位置する郡である(第1図)。オレンジ郡には、ウォルト・ディズニー・ワールド・リゾートやユニバーサル・オーランド・リゾート等の著名なテーマパークが立地し、

第1図 オレンジ郡の位置



資料 Wikipedia

第1表 フロリダ州の主要品目の生産額と国内シェア(2011年)

	生産額	シェア
グレープフルーツ	178	66
オレンジ	1,500	70
サウキビ	509	44
パブリカ	248	36
トマト	565	25
サヤインゲン	134	29
カボチャ	95	33
スイートコーン	174	23
キュウリ	90	25
スイカ	112	21
ボンカン	62	25

資料 Florida Department of Agriculture and Consumer ServicesのWEBサイト

全米屈指の観光地である。

2 フロリダ州の農業

フロリダ州では、温暖な気候を生かしてグレープフルーツ等の柑橘類が盛んに生産され、米国における柑橘生産量に占めるフロリダ州のシェアは極めて高い(第1表)。また、冬季に米国北部の各州に野菜を供給する重要な産地となっている。一方で、フロリダ州の農業に占める麦や大豆等の土地利用型耕種作物の構成比は、大きくない(第2表)。

3 オレンジ郡の農業普及事業

米国の農業普及活動では、各州のランドグラント・ユニヴァーシティと呼ばれる大学が、中心的な役割を担っている。フロリダ州においては、フロリダ大学が担っている。州内各郡にある普及教育センターにフロリダ大学から派遣された普及員が、郡内の農業者に対して普及を行っている。なお、普及教育センターの土地、建物、公用車等は郡が所有する。

訪問したオレンジ郡普及教育センター Orange County Extension Education Center

第2表 フロリダ州の品目別生産額と構成比(2011年)

	生産額	構成比
合計	8,262	100.0
柑橘類	1,728	20.9
その他の果実・ナッツ類	491	6.0
野菜類	1,925	23.3
耕種作物(穀物等)	264	3.2
園芸作物(花卉等)	1,789	21.7
その他の作物	567	6.8
生乳	545	6.6
肉牛	488	5.9
肉鶏・採卵鶏	363	4.4
水産養殖	53	0.6
その他	49	0.6

資料 第1表に同じ



写真1 水耕栽培の説明をするRichard Tyson博士

(以下「郡センター」)には、12名の普及員が派遣されている。果樹、野菜、肉牛等、品目ごとに普及員が配置され、普及活動が行われる。筆者が面談したRichard Tyson博士は、高度な設備を要しない水耕栽培を専門として、自ら開発した技術を農業者へ普及している(写真1)。

普及方針の決定に際しては、普及員ごとに組織される助言委員会が強く関与する。委員会は、先進農業者、流通業者、ファームクレジット(主に農業者向けに与信を行う協同組織金融機関)関係者などが委員となる。普及員は、委員会に対して普及内容や進捗状況について、少なくとも年2回報告する。報告を受けて、委員会は農業者のニーズ等を鑑みながら、今後の普及方針等について普及員へ助言し、普及員は助言を踏まえて、農業者に一層役立つ普及活動に取り組んでいる。

郡センターは、公費によって運営されており、予算を民間組織が負担することはほとんどない。郡センターの予算として、連邦政府から400千ドル、州政府および郡政府から各1,200千ドルが毎年交付される。

郡センターは、農業生産、食品安全評価、食品加工、マーケティング等の面で技術の普



写真2 生協(上段)とファーマーズマーケット(下段)

及を進め、農業者の所得向上を支援している。また、地元産農産物の消費拡大を通じた地域農業振興を目的として、ファーマーズマーケットや生協の調査研究も行っている(写真2)。

4 日米の事業比較

日米の農業普及事業には、公費による運営という共通点がある。一方、普及活動を担うスタッフが、米国は大学の研究者であるのに対し、日本は地方公務員であるという違いがある。

また、大学研究者は、各郡の普及において、地域の農業者のニーズに合致した普及活動を展開するため、助言委員会と定期的な意見交換を行っている。助言委員会は、日本でも同様の制度の導入について検討に値する仕組みであろう。

<主要参考文献・WEB サイト>

- ・伊庭治彦(2009)「米国の農業改良普及事業の構造と活動実態—小規模農場支援の取り組みを事例として—」『農業普及研究』第14巻第1号
- ・ジョン・S・コールドウェル(2014)「世界的視野で日本の農業普及を位置づける—日本の国内課題と国際貢献の可能性—」、日本農業普及学会編『今後の農業普及のあり方への提言』
- ・Florida Department of Agriculture and Consumer Services
<http://www.freshfromflorida.com/>
- ・Homegrown local food coop
<http://www.homegrowncoop.org/>
- ・Orange County Extension Education Center
<http://orange.ifas.ufl.edu/>
- ・Orange County Government
<http://www.orangecountyfl.net/>
- ・Orlando Farmers Market
<http://www.orlandofarmersmarket.com/>

(いちのせ ゆういちろう)

(注1)「協同農業普及事業」とは、農業改良助長法に基づき、農業者に対して、国と都道府県が協同で農業技術経営に関する支援を行う事業である。都道府県の専門職員が、普及指導員の国家資格を取得して行う。

(注2)コールドウェル(2014)を参照。

(注3)米国の郡は州と市町村の間に位置する行政区分。郡長、郡役所、郡議会、郡警察等の実体のある行政機関を備えており、名目的な地域区分である日本の郡とは異なる。

農林金融2015年 4 月号

農政・農協改革を巡る動向と日本農業の展望
(清水徹朗)

2012年に発足した安倍政権は、産業競争力会議、規制改革会議等によって市場経済を重視する政策を進めており、TPP交渉に参加するとともに日本再興戦略で成長戦略を示し、農業分野でも急速な改革を進めている。規制改革会議で農協と農業委員会の改革が検討され、自民党との調整や全中総合審議会での検討を経て、今年2月に全中は①全中社団法人化、②監査制度の改革等の農協法改正案の骨子の受入れを表明した。

今回の農政改革では、企業的農業の促進を目指しており、家族農業や協同組合を軽視している。日本の農協は「食と農を基軸として地域社会に根ざした協同組合」という路線を堅持し、資本主義・市場経済の暴走をけん制し、その問題点を克服する組織として今後も存続していく必要がある。

JA出資型農業法人の動向と新たな役割

(内田多喜生、小針美和)

農業者の高齢化、減少が進むなかで、地域の農地を守るためのいわゆる「最後の受け皿」として、農協が出資する農業生産法人であるJA出資型農業法人の設立が増加し、経営面積も拡大している。しかし、条件の悪い農地が多くなりがちであること、経営規模の拡大に対応した人材の育成・確保が必要であること等、経営課題も多い。

一方で、先進的な事例ではこれらの課題を克服するとともに、行政や企業等と連携しながら新規就農者の育成や6次産業化、新たな産地形成等の地域農業をリードする取組みも行っている。JA出資型農業法人の強みを生かし、地域の農地利用の調整役としての機能を果たすことや、多様な主体が連携した取組みのコーディネーターとなり地域農業の活性化に資すること等が、これからのJA出資型農業法人の新たな役割として期待される。

農林金融2015年 5 月号

地方創生と農業協同組合

(一瀬裕一郎)

安倍政権が掲げる地方創生には、買い物、交通、教育文化、医療等、地方の生活に必要なインフラの維持が大前提となる。地方によっては、地域に根差した相互扶助組織の農協が、生活インフラの提供者となることを期待されているところもある。実際、本稿で紹介するJAえひめ南やJAハリマのように、生活インフラの担い手となっている農協がある。

農協は組合員間の相互扶助組織なので、組合員等のために生活インフラ維持に農協が取り組むことには妥当性がある。しかし、生活インフラ維持は地域に貢献するが、農協は採算を考慮しながら取り組む必要がある。生活インフラ維持を持続可能な取組みとするために、農協は行政等との連携を模索することも場合によっては重要だろう。

なぜ企業の農業参入は増加傾向が続くのか

(室屋有宏)

農地制度改正後、企業の農業参入は大きく増加しており、特に市場規模、物流、企業集積等に恵まれた大都市近郊での伸びが顕著である。

企業参入の増加は今後も続く可能性が高いものの、地域差が大きく、現状その経営面積は日本全体の1%に及ばない。また参入企業は、農業技術が不十分なため安定的生産に問題を抱えている場合も多い。

企業を一律に先進的経営体と捉え、農業の構造改革、成長戦略の旗手とみなすのではなく、参入企業と地域農業の有機的連携を着実に積み上げていくことが必要であろう。企業にとっても持続的な事業のためには、あくまで農業が地域の社会関係のなかで営まれていることを理解し、地域との共存共栄を積極的に図ることが不可欠である。

農林金融2015年 4 月号

農協営農指導事業と協同農業普及事業 の動向と連携の方向性

(茨城大学 農学部 地域環境科学科 准教授

西川邦夫)

国・都道府県による協同農業普及事業が縮小していくなかで農業者支援体制を維持していくためには、営農指導事業が普及事業を量的、機能的に補完・代替していく必要がある。本稿では、中国地方のA県と、北陸地方のB県の事例から、営農指導事業と普及事業の動向と連携状況を明らかにし、今後の連携の方向性を探った。

条件不利地域に位置し、営農指導事業の縮小がより進んだA県では、普及事業のコーディネート機能の膨張によってスペシャリスト機能の維持が危ぶまれる状況で、普及事業と営農指導事業の有効な連携がとれていなかった。一方で、地域農業の再編が完了し、営農指導事業が普及事業をカバーできたB県の場合は、営農指導事業は経営指導に今後の活路を見いだしていた。

農林金融2015年 5 月号

〈シンポジウムの記録〉

「地方創生」はこれでよいのか？

—都市農村関係から持続可能な日本社会のあり方を問う—

2015年1月31日、農林中央金庫が一橋大学に開設する寄附講義「自然資源経済論」の一環として、表題シンポジウムが開催され、「地方創生」政策をめぐる課題やその解決に向けた具体策について議論が交わされた。

基調講演は、島根大学の保母武彦名誉教授、NPO法人菜の花プロジェクトネットワークの藤井絢子代表、京都大学大学院の植田和弘教授の3氏、報告は当総研の石田信隆客員研究員、金沢大学の佐無田光教授の両氏が行った。また、その後に一橋大学大学院の山下英俊准教授の司会・進行により、上記基調講演者・報告者によるパネルディスカッションが実施された。

本記録は、以上のシンポジウムの概要を農林中金総合研究所の責任で取りまとめたものである。

金融市場

2015年 4 月号

潮流 空き家対策をめぐって

情勢判断

- 1 賃上げ継続や原油安で好循環が期待される国内景気
- 2 2014～16年度改訂経済見通し
(2次QE後の改訂)

情勢判断(海外経済金融)

- 1 寒波の影響もあり、一時的に弱まる米国経済
- 2 ECBの量的緩和策とユーロ圏経済
- 3 経済対策を受けて中国経済は緩やかな回復へ
- 4 米利上げをめぐる思惑に翻弄される新興・資源国市場

今月の焦点

東日本大震災の住宅再建・まちづくりのいま

連載

米国の経済指標を斬る！

米国の家計バランスシート調整—資産—

2015年 5 月号

潮流 安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会

情勢判断

好循環入りの期待が高まる国内景気

情勢判断(海外経済金融)

- 1 冴えない経済指標が続き、利上げ先送り観測強まる
- 2 ユーロ圏の景気回復は本物か？
- 3 夏場以降は緩やかな景気回復が見込まれる中国経済
- 4 米利上げ予想後ずれで買い優勢の新興・資源国市場

今月の焦点

- 1 再び住宅政策の転換に踏み切った中国
- 2 再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況

分析レポート

地域金融機関の経営指標分析と昨今の経営戦略

海外の話題

5月7日のイギリス総選挙

豊かで価値ある地域を創る・・・「プロヴィンチアの挑戦」

株式会社プロヴィンチア 取締役
株式会社アルプス 常務取締役 竜沢 恒

私たちは、畑から販売までのプロが集まり、それぞれが持つノウハウやネットワークを持ち寄ることにより、「1 + 2 + 3が6を超えるような相乗効果を生むことができる」との確信と、「豊かで価値ある地域を創りたい」との想いが一致し、昨年12月、農業生産法人の「サラダボウル」、加工品製造の「FT山梨」、そしてパーキングエリアや道の駅等の運営を手がける「アルプス」の三社出資により「株式会社プロヴィンチア」を設立しました。

社名とした「プロヴィンチア」…これはイタリア語で県といった行政区域を意味する言葉ですが、サッカー界では都市のビッグクラブに対し、地方の市民クラブをプロヴィンチアと言ひ、我らのヴァンフォーレ甲府は、プロヴィンチアの雄と言われています。私たちも地域に根ざし、地域と一体となり活動していく、小さな田舎の小さな会社…私たちもまたプロヴィンチアであり、ヴァンフォーレ甲府にご了承頂いた上で社名としました。

具体的な取り組みとして、まずは本年4月にアルプスが運営する「白州名水公園園べるが」内に、野菜レストラン「サラダボウルキッチン」をオープンしました。地元で栽培した野菜はもちろん、地域の食文化を次世代に継承したいとの願いから、白州の郷土料理やこの土地に伝わる調理方法をメニューに数多く盛り込んでいます。これを皮切りにいくつかの業態の飲食店を逐次出店していく計画です。

そして、プロヴィンチアの中核事業となるのは、FT山梨から経営資源を移管して行う加工品の販売事業であります。本来加工とは、

素材を磨き上げることにより、素材本来の持つ美味しさを引き出す技術であるはずですが、世の多くの加工は、工場や流通、販売の都合を優先した製法になってしまっています。

私たちが目指す加工は、真新しい何かを取り入れるのではなく、工場や流通、販売の都合を優先するあまり置き去りにされた過去の技術によるものであり、そこにこそ先人の様々な知恵が凝縮されていると考えます。山梨を代表する加工品であるFT山梨の葡萄ジュースは、子供の頃におばあちゃんがつけてくれた葡萄液がその原点であるように、日本人があたり前に持っていた技術をもとに、素材と真摯に向き合い、徹底して磨き上げることにより、素材本来の持つ美味しさを引き出す加工品を、地域と共に作り上げていきます。

そして最後に、ここにしかないもの、ここでしかできないこと、新しい何かではなく、もともとあったもの、あったこと。地域の価値ある資源を、地域と一体となって磨き上げ、広く世界に向けて発信していく。こんなステキな取り組みが、南アルプスの麓のまち「白州」を舞台に始まります。

こんな小さな田舎でも、知と技術を集積させ、徹底して畑を磨き、工場を磨き、売り場を磨くことにより、人が集い、産業が生まれ、ここで働いていること、ここに暮らしていることに自信と誇りを持てる、豊かで価値ある地域を創り上げることが必ずできると確信しています。

(たつざわ ひさし)

農中総研のホームページ <http://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、メールマガジンにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール itazaki@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2015年5月号(第48号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12
Tel.03-3233-7748 Fax.03-3233-7791
URL:<http://www.nochuri.co.jp>
E-mail:itazaki@nochuri.co.jp